



令和4年（2022年） 7月11日（月） 11時00分 配付

<p>項目</p>	<p>河口付近におけるさけ・ます採捕の制限に係る公聴会の開催について</p>
<p>配付資料</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・網走海区漁業調整委員会指示による河口付近のさけ・ます採捕の禁止の概要（令和4年度以降）（案） ・網走海区漁業調整委員会指示による規制区域の概略図（新規）（案）
<p>内容及び報道に当たったお願い</p>	<p>趣 旨</p> <p>○ 北海道内では、秋さけやからふとますの来遊資源が大きく減少している状況にあります。こうした中、近年、野生魚の遺伝的多様性が注目されていることから、道では野生魚の知見が蓄積されているオホーツク東部海域を対象に、資源回復対策として「野生魚の活用に関する調査研究」と「さけ・ます親魚の河川遡上および自然産卵を促す取組」を推進することとし、網走海区漁業調整委員会に対して、河口の付近におけるさけ・ます採捕の制限に係る委員会指示の発動について要請を行いました。</p> <p>つきましては、河口付近におけるさけ・ますの採捕の制限案に係る委員会指示の発動にあたり、事前に広く意見を聴取するため、次のとおり 公聴会を開催しますので、お知らせします。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>日 時 令和4年7月27日（水） 16時30分～</p> <p>場 所 オホーツク・文化交流センター（エコーセンター2000） 大会議室（網走市北2条西3丁目3番地）</p> <p>議 案 河口付近におけるさけ・ます採捕の制限について</p> <p>制限の内容 ・オンネベツ川・藻琴川については、北海道漁業調整規則制限期間後に委員会指示により制限期間を設定 ・ホロベツ川、ペレケ川、糠真布川、浦士別川については、委員会指示により新たに制限期間・区域を設定（詳細は別紙のとおり）</p> <p>その他 ・会場の都合により、出席可能人数は50名程度となります。 ・新型コロナウイルス感染症の感染リスク低減のため、文書により意見を提出する文書公述もできます。 ・公聴会資料や文書公述のための公述書の様式等は、網走海区漁業調整委員会のホームページからダウンロードできます。 【関係ホームページ】 https://www.okhotsk.pref.hokkaido.lg.jp/ss/sis/119394.html 【公述書の送付先】 住所：網走市北7条西3丁目 網走海区漁業調整委員会事務局 FAX：0152-44-3121 mail：kaiku.abashiri@pref.hokkaido.lg.jp</p>
<p>他のクラブとの関係</p>	
<p>担当窓口</p>	<p>網走海区漁業調整委員会 事務局長 渡邊修司 直通電話 0152-41-0659（内線2671）</p> <div style="text-align: right;"> </div>

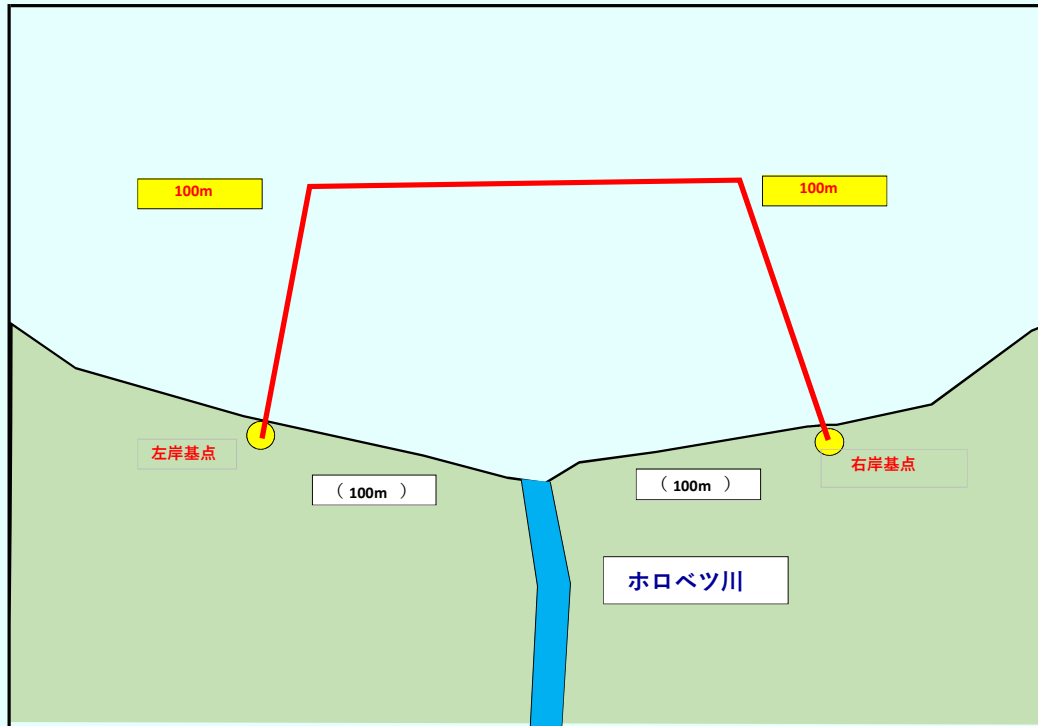
【網走海区漁業調整委員会指示による河口付近のさけ・ます採捕の禁止の概要（令和4年度以降）(案)】

河川名	北海道漁業調整規則（現行）				網走海区漁業調整委員会指示			
	区 域			期 間	区 域			期 間
	左岸	右岸	沖合		左岸	右岸	沖合	
ホロベツ川	－	－	－	－	(100m)	(100m)	100m	8/1～12/10 (※2)
ペレケ川	－	－	－	－	河口左岸、右岸、ウトロ漁港護岸先端、西防波堤先端で囲まれる区域			8/1～10/31 (※2)
オンネベツ川	(500m)	(500m)	500m	5/31～8/31	同 左			9/1～10/31
糠真布川	－	－	－	－	(100m)	(100m)	100m	8/1～12/10 (※2)
浦士別川	－	－	－	－	(100m)	(100m)	100m	8/1～12/10 (※2)
藻琴川	(1,000m)	(1,000m)	1,000m	6/1～8/31	同 左			9/1～12/10

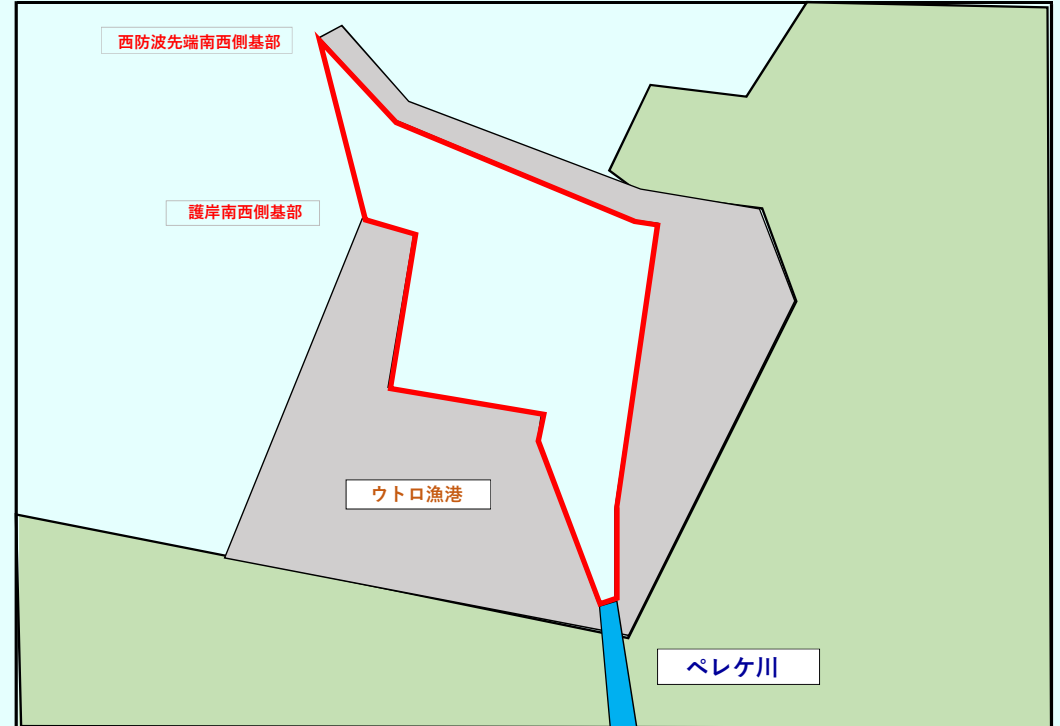
※1 () 内の数字は目安の距離

※2 令和4年度は、周知期間を考慮し9月1日からとする。

【網走海区漁業調整委員会指示による規制区域の概略図（新規）（案）】



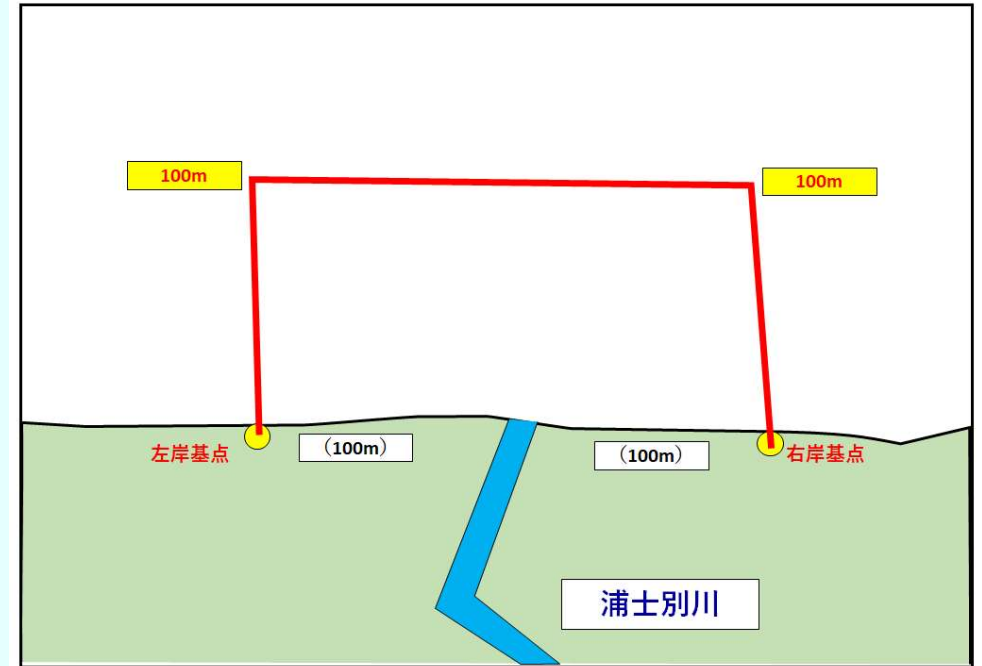
禁止区域		沖合			禁止期間	
左岸	右岸	方位		距離	始	終
		左岸	右岸			
斜里郡斜里町大字遠音別村字岩尾別401番地地先に会長が建設した標柱の位置（100m）	斜里郡斜里町大字遠音別村字岩尾別国固有林1378林班口小班地先に会長が建設した標柱の位置	度分 265.05	度分 297.05	100m	8月1日	12月10日



禁止区域	禁止期間	
	始	終
基点ア 河口左岸	8月1日	10月31日
基点イ ウトロ漁港 護岸南西側基部		
基点ウ ウトロ漁港 西防波先端南西側基部		
基点エ 河口右岸		

※（ ）内の数字は目安の距離

【網走海区漁業調整委員会指示による規制区域の概略図（新規）（案）】



禁止区域					禁止期間	
左岸	右岸	沖合			始	終
		方位		距離		
		左岸	右岸			
斜里郡斜里町字峰浜国有林81地先に会長が建設した標柱の位置 (100m)	斜里郡斜里町字日の出国有林87地先に会長が建設した標柱の位置 (100m)	度分 321.21	度分 321.21	100m	8月1日	12月10日

禁止区域					禁止期間	
左岸	右岸	沖合			始	終
		方位		距離		
		左岸	右岸			
網走市字北浜206番地地先に会長が建設した標柱の位置 (100m)	小清水町字浜小清水2番地の5地先に会長が建設した標柱の位置 (100m)	度分 26	度分 14.3	100m	8月1日	12月10日

※ () 内の数字は目安の距離